

事務連絡
令和4年7月19日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

出勤者数の抑制については、出勤者数の削減に向けた取組の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

7月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として、「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」がとりまとめられるとともに、7月14日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日）が変更されました。

現在、多くの地域で急速に感染が拡大する中、今後BA.5系統への置き換わりが進むことにより、新規感染者数の急速な増加が続くことが懸念されます。

各位におかれましては、令和4年2月10日付事務連絡「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」（別紙）において各都道府県に対して周知していることを踏まえ、所管の独立行政法人及び関係団体等に対して、周知していただきますようお願いいたします。

以上

【添付資料】

○出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

（令和4年7月15日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

（別紙）出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

（令和4年2月10日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：野中、松下、栗本

TEL：03-6744-1856（直通）